

戸建て住宅等除染事業の委託業者への指示事項

業務内容

- (1) 本業務は、東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染の除去が必要な市内の戸建て住宅、集合住宅及び事業所の除染作業である。
- (2) 1件当たりの作業実施面積は、標準的な戸建て住宅（敷地 200 m²）で、建物部分を除く 100 m²程度を標準とする。
- (3) 1件当たり最低限、除染特別講習受講済みの監督（世話役）級 1 名を配置すること。
- (4) 作業の流れは、事前測定→協議（説明）→除染→事後測定→終了である。
（詳細は別記）
- (5) 測定は、事前・事後でそれぞれ全面的除染実施の判断するための平均線量を求める測定①（地表 50 cm、100 cm高×5箇所=10 箇所）と除染対象の空間線量を求める測定②（1 cm、50 cm、100 cm高×5箇所程度）を行う。
- (6) 測定結果によっては、測定業務のみで終了となる。
- (7) 測定時の測定値データの画像を管理する。（各 100 cm高のみ）

支給材及び貸与品

- (1) 支給材及び貸与品の対象は、次のとおりとする。
 - ①作業に伴い発生する可燃物（枯れ葉、草、剪定枝など）搬出用の指定のごみ袋
 - ②敷地内側溝から発生する除去土壌の保管用のビニール袋と土のう袋
 - ③放射線量測定器
 - ④洗浄機

留意事項

- (1) 東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則及びこれに基づく告示等を厳守すること。
- (2) 「請負業者賠償責任保険」等（財物損壊には除染対象物の損壊を含むものとする。）に加入すること。
- (3) 民有地での作業であることから特に接遇に配慮すること。
- (4) 作業中は、身分証明証を常に携帯すること。